



# 日本で働く在日モンゴル人の皆様へ “扶養控除”を受けよう！



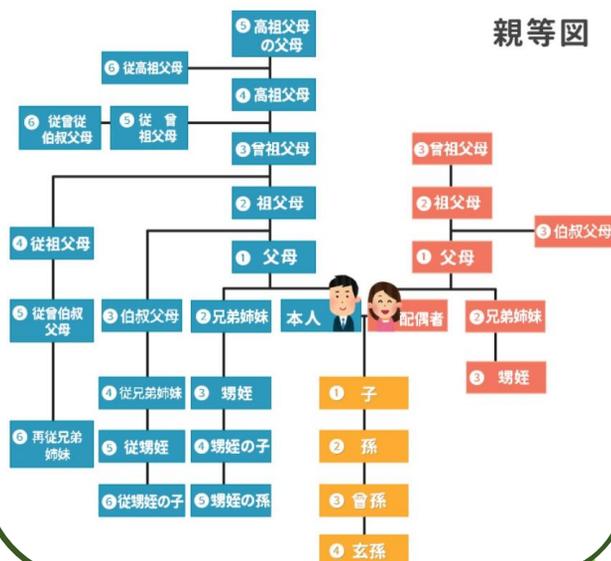
“控除”という制度を利用すると、給料から引かれる税金が減る事があります。

制度の適用を受ける場合には、下記の書類を給与等の支払者に提出もしくは提示してください。

## 【控除の種類】

- ・ 扶養控除  
(生計を一にしている人※がいる場合に受けられる控除)
  - ・ 配偶者控除  
(配偶者がいる場合に受けられる控除)
- など

## ※親族の適用範囲



## 【必要な書類】

①親族関係書類...政府や地方公共団体が発行する次のような書類。戸籍謄本・出征証明書・婚姻証明書。(親族の氏名、生年月日、住所または居所の記載があるもの)

※日本語での翻訳文も必要です。

②送金関係書類...あなたから非居住者の親族に支払いをした事を明らかにする文書。例えば、金融機関が発行する外国送金依頼書の控え、もしくは資金移動業者が発行する送金明細書等。

※日本語での翻訳文も必要です。

## 【必要書類を提出する時期】

- ・ 採用された時もしくは、申告したい時
- ・ 年末調整を行う時 (10月～12月)

## 【注意】

### 「親族関係書類について」

- 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類は、例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの書類が該当します。
- 1つの書類だけでは、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合や、非居住者である親族があなたの親族であることを証明する事ができない場合は、複数の書類を組み合わせる事により証明する必要があります。
- 扶養控除等の対象となる親族は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族になります。

### 「送金関係書類について」

- 送金関係書類には、例えば次のような書類が該当します。なお、知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金関係書類がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができませんので、ご注意ください。
  - ①外国送金依頼書の控え  
※その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
  - ②クレジットカードの利用明細書  
※1 クレジットカードの利用明細書とは、あなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、非居住者である親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書を言います。この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている非居住者である親族に係る送金関係書類として取り扱います。  
※2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の属する年分の送金関係書類となります。
- 複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行う事が必要となります。  
したがって、例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、拝具者に一括して生活費を送金している時は、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しない事になります。
- 送金関係書類については、扶養控除の適用を受ける年に送金等を行ったすべての書類を提出又は提示する必要があります。  
ただし、同一の非居住者である親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出とその非居住者である親族へのその年最初と最後に送金等した際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略する事が出来ます。  
なお、この場合は提出又は提示を省略した送金関係書類をあなたが保管する必要があります。

本書は、平成27年10月に国税庁から告知されている内容に基づいて作成されています。詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。